



申立人 児玉 正人（原発なしで暮らしたい丹波の会）

大飯原発再稼働を前に大阪地裁へ再稼働差し止め仮処分を申し立てました(17.12.25)。西日本で過酷事故が起きれば日本が終わる、西日本を守ることは東日本への義務でもあると思います。

◆ もう一度故郷を失いたくない

私の父母はそれぞれ京都北部の出身で、私は戦後の食糧難から口減らしのため小学校入学まで、丹後半島の碓（いかり）高原山腹にある母の実家に預けられ、電気・水道・ガスはないが何の不自由もない自然豊かな環境で暮らし、その後も高校2年までの夏をここで過ごしました。

昭和38年（1963年）の豪雪により、村は集団離村して廃村となりましたが、変わることなく原郷であり続けています（この思いは福島の人たちの思いときっと重なると思います）。

その故郷が今二つの脅威に直面しています。一つは、若狭の原発によって喪失の危機にあることです（もう一つはアメリカのXバンドレーダー基地が設けられたことです）。40キロ圏に住んでいることから来る被ばくのリスクもさることながら、「散骨はここに」と願う故郷を半永久的に失うことになるという耐え難い想いに駆られています。



◆ 故郷の史実は、地震の脅威を刻んでいます

伝え続けるべき事実の一つに、1927年3月7日に発生した北丹後大地震（M7.3）があります。全半壊2万2千戸、焼失8千200戸、死者2,925人を出したこの地震は、未知の断層（山田断層と郷村断層）によって引き起こされ、150キロ離れた鳥取でも家屋倒壊が起きています。

親代わりだった叔父から聞いたのは『千軒返し』という言葉でした。碓高原は『碓千軒』と呼ばれて、多くの家が軒を連ねていたと伝えられていますが、この千軒が倒壊したのです。未知、不知の断層が動けばどれだけ広域に被害をもたらすか、東北沖大地震と同じ3月のことで、冬季に起きれば夜間凍死の恐れもあるということは忘れられてはなりません。

◆ 過疎化に拍車を掛ける原発

「2040年には自治体の半数が消滅する」という試算があるように、縮小していく日本のなかでも原発から30キロ圏内はとりわけ過疎化が顕著で、過疎化に拍車を掛けているのは原発です。

3・11以降は、【大消費地と、原発を押し付けられた地方の市町】という構図がもはや過去のものとなりました。大消費地では節電やよりクリーンな電気への乗り換えが進んでいます。しかし、原発にしがみつエネルギー転換を妨げているのが関電を筆頭とする電気事業者であり、原子力村ですが、立地自治体の首長や議会も一体となって汚い電気の送り付け商法を推進しています。被害だけを押し付けられる近隣自治体住民に対して、罪の意識はないのでしょうか。

◆ 仮処分の争点は「地震動の過小評価」

島崎邦彦氏は元原子力規制委員会委員長代理であり、委員会唯一の地震の専門家でしたが、退職後の2016年4月に起きた熊本地震を解析した結果、大飯原発の耐震性評価で使われた入倉・三宅式では実際の4分の一程度まで過小評価することになっていると、再審査を求めました。規制委員会はこれに応じず、三菱資本と深い縁を持つ更田豊志新委員長もこれを踏襲しています。

関西電力は、放射能の放出率を福島事故の千分の一に過小評価していますが、様々な前提があって、その最たるものは地震動によって地盤が割れることはないと仮定していることです。この仮定は地震動の過小評価に基づいています。これに過小な空間線量を掛けて、10キロ圏ですら避難の必要がないという結論を出しています。そのため仮処分では争点を地震動の過小評価に絞り、

島崎証言の受け入れ、すなわち、再稼働を止めて設置許可の審査をやり直すよう求めています。

◆ 事故予測の矮小化に手を貸してきた関西広域連合

福井県が県内避難に固執していた間、関西広域連合は福井抜きで京都北部と滋賀の避難計画を作る要の位置にいました。しかし、内閣府が関与して福井エリア協議会が設置され、避難計画の策定権限がそちらに移っていく時、兵庫県井戸知事と事務方は2つの約束を反故にしました。

一つは、兵庫県が行った汚染予測データを、公開済みの兵庫県エリアだけでなく、他府県のエリア分まで開示すること（広域連合委員会で決定済み）。二つには、30キロ圏の避難計画が固まれば、引き続き30キロ圏外の避難計画を策定する（K課長）という約束です。

これらが紙切れになったのは、福島事故を小さく狭く、軽微にしたい国の意向に沿うためです。もし公開されていれば、京都、滋賀の住民の意識は大きく変わったはずであり、避難先が確保できないことも明白になって、世論は大きく稼働停止に動いたはずです。

その他の自治体も、滋賀県を除いては住民を守るという最大の責務を放棄しています。再稼働を止め、脱原発に向かうには自治体の変革が不可欠です。私たちは、司法の壁を乗り越え、自治体の姿勢をただしながら進んでいかなければなりません。

◆ 生きている間の脱原発をあきらめない

私が原発のない社会を目指そうと決意したのは、1986年のチェルノブイリ事故からです。小出裕章さんや故久米三四郎さんらを講師に迎え、様々な活動を行いました。運動は風化を免れず、いつしか「鳴かず、飛ばず、死なず」の低空飛行となり、2011年3月に福島事故が起きました。

福島の現実には被ばくの範囲が広域になることを示しました。そのため、京都北部全域に加えて兵庫県の篠山市や丹波市など旧「丹波の国」を範囲とする大丹波の連携を目標に、二百数十名の賛同をもとに『原発なしで暮らしたい丹波の会』を立ち上げて、まずは避難元である7市町がつながるため、非力ながら活動してきました。

そして大飯原発の設置許可取り消しを求める裁判の会『おおい原発止めよう裁判の会』を母体に、避難元である7市町と避難先の兵庫・大阪を繋ぐ『避難計画を案ずる関西連絡会（避難関西）』が生まれ、さらには福井県で戦う人たちとの絆を深めて今に至っています。美浜の会とも遅まきながらこの過程でつながったのです。チェルノブイリからもうすぐ32年、75歳になりましたが生きている間にすべての原発が止まるのを見届けたいと願っています。

◆ 「樋口判決」は、原発裁判の流れを変えた

最高裁事務総局が人事権をてこに、本来独立しているはずの裁判官支配を強め、保身と忖度に終始する裁判官が多い中、福井地裁の樋口裁判長（当時）は2014年5月、「人格権はわが国の法制下における最高の価値」と認め、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題を並べて論じること自体、法的には許されない」と原発の停止を命じました。

樋口判決が250キロ圏の原告適格（当事者であること）を認めていることに照らせば、再稼働に同意する権利を立地自治体が引き続き独占することは到底認められません。

◆ 仮処分裁判への支援をお願いします

仮処分の審尋は傍聴なしの密室で行われます。法廷に送り込んでもらうためだけに遠路駆けつけていただくのはとても心苦しいことです。しかし、第1回審尋の後は、各地の原告に参加していただいて報告・交流集会がもたれ、大飯原発再稼働によって30キロ圏に入る滋賀との連携も一段と深まり、若狭の原発を包囲するつながりが強化されました。第2回審尋（4月18日）以降も法廷と廷外の活動が一体となり、実りあるものとなりますよう引き続きご支援をお願いします。